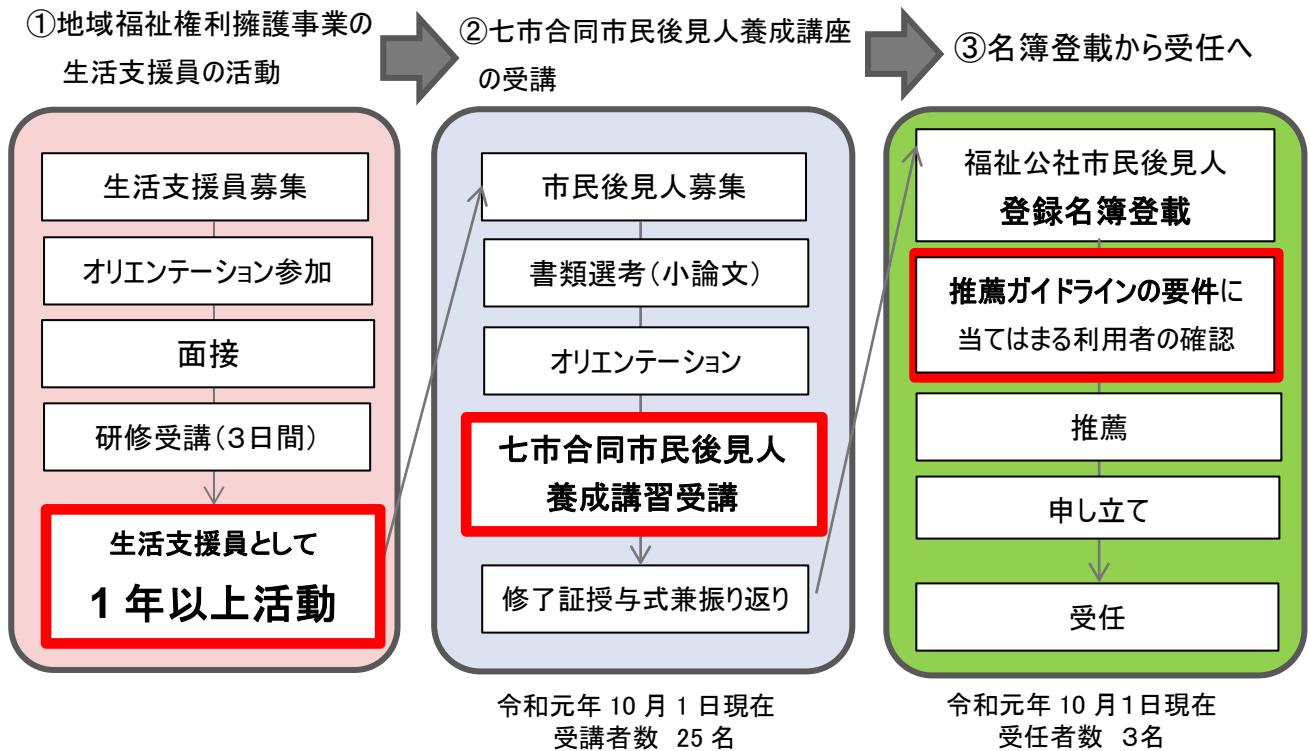


社会貢献型市民後見人・保佐人・補助人について

(1) 本市における市民後見人受任までのフロー



(2) 地域福祉権利擁護事業・生活支援員

○ 地域福祉権利擁護事業について

認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分であるために、福祉サービスをうまく活用できない、ひとりで利用手続きや支払いが難しい、など日常生活に不安のある方々を支援する仕組みで、全国で行われている事業です（都外では日常生活自立支援事業と呼ばれています）。

○ 生活支援員の活動内容

専門員（権利擁護センター職員）が立てた支援計画に基づき、定期的にまたは利用者から希望があった際に、利用者宅を訪問し、下記のサービスを行います。

- ・福祉サービスに関する情報提供、利用手続き援助
- ・公共料金や福祉サービス利用料の各種支払手続き
- ・預貯金の払い戻し等の銀行手続き
- ・郵便物の確認 など

(3) 七市合同市民後見人養成講座

○七市合同市民後見人養成講座

平成 26(2014)年度、東京都実施の社会後見人型後見人養成事業が終了し、平成 27(2015)年度から、三鷹市、小金井市、小平市、東村山市、東久留米市、西東京市の各市と合同して、市民後見人を養成することとして開始した。

○平成 30 年度 講座プログラム

日時・会場	科目時間	科目
【1日目】 1月16日(水) 10:30~16:30 会場：三鷹市	10:30~10:45	開講式
	10:45~12:15	市民後見人に期待すること
	13:30~16:30	成年後見制度の基本理念とその概要
【2日目】 1月25日(金) 10:30~16:30 会場：三鷹市	10:30~12:30	障がいの理解と対象者理解「精神障がいについて」
	13:30~16:30	支援のための法律知識
【3日目】 1月30日(水) 10:30~16:30 会場：三鷹市	10:30~12:30	消費者生活相談の実態とその対応
	13:30~15:30	本人を支える福祉サービスと社会資源
	15:30~16:30	講習前半を振り返って
【4日目】 2月7日(木) 10:30~16:30 会場：西東京市	10:30~12:30	被後見人等への基本的な支援
	13:30~16:30	障がいの理解と対象者理解「知的障がいについて」
【5日目】 2月14日(木) 10:30~16:30 会場：西東京市	10:30~12:30	認知症の理解と対象者理解
	13:30~16:30	市民後見人からの実践報告
【6日目】 2月21日(木) 10:30~16:45 会場：西東京市	10:30~12:30	後見人からの実践レポート
	13:30~16:30	いろいろな場面を通じて成年後見人として対応を考える
	16:30~16:45	閉講式

(4) 福祉公社における市民後見人推薦の基準

○市民後見人が受任できるケースの基準を設定

- ①申立時に相続権を有する親族と財産等をめぐる紛争・トラブルがない。
- ②身上監護面が安定。
- ③金融資産 1,000 万円以下。不動産を保有しない。
- ④施設、近隣とのトラブルが無い。

※「公益財団法人武蔵野市福祉公社における社会貢献型市民後見人・保佐人・補助人推薦ガイドライン」より。